

市長定例会見資料
2. 11. 18
環 境 部

旧静山荘敷地内に不法に投棄された廃棄物の処理に係る  
不適切な対応について

1 趣旨

旧静山荘敷地内に不法に投棄された一般廃棄物の処理について、不適切な対応があったことについて報告するものです。

2 事案の概要

(1) 場 所

旧静山荘敷地内西側（内田2575番他 占有者：内田地区財産管理委員会）

(2) 当該廃棄物の処理について

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条において、土地等の占有者等はその占有等をする土地等を清潔に保つ努力義務が課せられていることから、廃棄物の処理はその占有者等が行うこととされています。

イ 松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「条例」といいます。）第11条に規定する「収集処分（市長が必要と認め市が行う場合）」の範囲は、占有者等が分別等を行った廃棄物を、その者の依頼に基づいて収集、運搬及び処分を行うものです。

ウ 本事案においては、この範囲を超えて、市が地区と協力して分別等の作業を含めて収集、運搬を行ったものです。また、占有者に対して条例に規定する収集処分手数料の負担を求めていなかったものです。

(3) 収集処分の日

9月29日

(4) 収集処分した量

約11トン（可燃ごみ約6トン、不燃ごみ約5トン）

(5) 収集処分した廃棄物

ア 可燃ごみ 木材、ブルーシート、発泡スチロール、断熱材、プラスチックケース など17品目

イ 破砕ごみ 座椅子、額縁、クーラーボックス など4品目

ウ 埋立ごみ ガラス、コンクリートブロック、瓦礫 など7品目

エ 金属類 バケツ（金属製）、一斗缶、アルミ缶 など6品目

オ 小型家電 掃除機、ミキサー、炊飯器

### 3 経過

H30. 10 内田地区公害対策委員会役員が当該廃棄物を発見し、警察に通報  
(行為者は不明)

31. 2 内田地区公害対策委員会役員と、長野県松本地域振興局環境課(現  
環境・廃棄物対策課)及び市環境部が現場を確認

(1) 県は、当該廃棄物は産業廃棄物とはいえないとの見解

(2) 市は、処理は土地所有者又は占有者が行うことが基本であり、  
対応は難しい旨を説明

(3) 内田地区公害対策委員会及び内田地区町会連合会は、占有者が  
単独でこれを処理することが難しい状況を共有する中で、本件廃  
棄物の処理を地域課題と捉え、地区として解決方法を探ることと  
した。ただし、役員が労務提供してまではやらないとの考え

R 2. 7～ 地区に係する市議会議員が、地区に対し、労務提供を含めて地  
元ができることはやれないか、市には運搬処理費を持ってないかなど  
の働きかけ。これを受けて、地区と市が共同して当該廃棄物の処理  
を行う方向で協議

2. 9 内田地区公害対策委員会と市環境部が共同で作業し、当該廃棄物  
を撤去

### 4 不適切な対応について

本事案は、地区から地域課題として当該廃棄物処理について相談を受ける中で、廃  
棄物の分別等に係る労務提供、処理困難物(家電リサイクル法により処理することが  
必要な家電など)の処理を地区が行い、収集、運搬及び処分を市が行うという役割分  
担で作業を行いました。

この際、当該土地の占有者についての認識が十分でなかったこと、条例に基づいて  
市が業務として行うべき範囲を超えて、分別等にまで踏み込んで地区と共同して作業  
に従事したこと、及び、条例第11条に定める収集処分手数料を徴しなかったこと  
において、対応が不適切だったものです。

### 5 今後の対応について

(1) 条例第11条に定める収集処分手数料について、当該敷地の占有者に負担を求め  
ていきます。

(2) 今後同様の事案が発生した場合は、関係法令及び条例等の規定に則って適切に対  
応します。

担当

環境業務課 課長 百瀬 今朝和  
(内線 531210)